

下記の申請者から、建築基準法第 48 条第 3 項ただし書の規定による許可申請がありました建築物の建築計画について、同条第 14 項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行いますので、同条第 15 項の規定に基づき公告します。

平成 23 年 12 月 16 日

京都市長 門川 大作

1 申請者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

京都東山ホスピタリティアセット特定目的会社 代表取締役 タン・テン・ヤン

2 建築計画の概要

- (1) 建築場所 京都市東山区馬町通妙法院北門前妙法院前側町 447 番地 1 他
- (2) 用途地域 第一種中高層住居専用地域，第二種住居地域
- (3) 主要用途 ホテル
- (4) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下 3 階地上 4 階建て他
計 7 棟
- (5) 敷地面積 20,478.06 m²
- (6) 建築面積 8,106.69 m²
- (7) 延べ面積 34,726.62 m²

3 公開による意見の聴取

- (1) 開催日時 平成 23 年 12 月 22 日（木）午後 6 時 30 分から午後 8 時まで
- (2) 開催場所 京都市東山区清水五丁目 130 番地 6
東山区総合庁舎 3 階 大会議室
- (3) 主宰者 京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 佐藤 洋
- (4) 開催理由 敷地の過半が第一種中高層住居専用地域に指定されている申請敷地にホテルを新築しようとする事について、利害関係を有する者の意見を聞くため

(都市計画局建築指導部建築指導課)